

副本

平成29年(ワ)第408号 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 近藤宏一 外181名

被告 関西電力株式会社 外1名

答 弁 書

平成29年4月28日

京都地方裁判所第6民事部合議ろA係 御中

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階  
きっかわ法律事務所(送達場所)

電話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 畑 井 雅 史



弁護士 坂 井 俊 介



〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号  
有楽町電気ビルディング北館9階  
三宅法律事務所

被告訴訟代理人 弁護士 谷 健 太 郎



〒604-0904

京都市中京区河原町通竹屋町西入北側  
酒見法律事務所

被告訴訟代理人 弁護士 酒 見 康 史



〒530-8270

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社

被告訴訟代理人 弁護士 中 室 祐



### 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

### 請求の原因に対する認否及び被告の主張

御庁平成24年(ワ)第3671号,平成25年(ワ)第3946号,平成27年(ワ)第287号,平成28年(ワ)第79号大飯原子力発電所運転差止等請求事件における認否及び主張と同一であり,これを援用する。

以 上